

決 定 書

第 1 請求人

住所 釧路市〇〇〇

氏名 〇〇〇

第 2 請求年月日

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

第 3 請求の要旨

「釧路市コンビニエンスストア収納事務委託契約」が公契約であるにもかかわらず、（秘密の保持）条項があります。

この契約内容は、個人情報保護にはもちろんあたらず、この条項があるために市議会でも報告や議論が十分にされているとは考えられません。適正な公契約がおこなわれたと判断することができず、この公契約は違法と言えます。その契約のために受けた市と市民の損害は、現在まで 178,326,462円となり、市と市議会は、市長に請求すべきです。

- 1 地方財政法の第三条地方公共団体は、地方公共団体は法定の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。2, 地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを計上しなければならない。となっていますが、この秘密条項は財政法に背き、議会と市民の軽視であり不当と考えられます。
- 2 この秘密条項の内容では、「付随する覚書等の内容について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、第三者に開示してはならないものとする。」となっており当事者は「甲、（釧路市）」「乙、（北海道銀行）」「丙、（地銀ネットワーク）」「丁（提携コンビニエンスストア本部一覧）」としています。これでは、市議会と市民が第三者となり権利の侵害であり、違法と判断できます。
- 3 今回入手した市の納税課資料（別紙）によると、この契約で2012年度から2022年10月分まで合計市から178,326,462円の支出がされています。これは市役所や支所の窓口が直接扱えば、全く支出されなかったものと言えます。また2021年度では17,387,724円、2022年度分だけでも10月まででも13,109,254円の支出がされています。これらはすべて市長による違法な契約による市の財政的な損害と言えます。

- 4 秘密の違法な契約をむすび、市と市民に対して損害を与えた市長に対して、損害の賠償を請求することを市と議会に求めます。

第4 要件審査

釧路市コンビニエンスストア収納事務委託契約（以下「本件契約」という。）の締結は平成23年12月20日に、本件契約第2条に基づくコンビニ収納サービスに係る手数料等に関する覚書（以下「本件覚書」という。）の締結は平成24年4月1日に行われており、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項に定める監査請求期間（当該行為のあった日又は終わった日から1年）を徒過している。

そこで、以下、本件請求が法第242条第2項の規定による請求要件を満たすかどうかについて検討する。

1 公金の支出に係る監査請求期間の考え方について

- (1) 法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間（当該行為のあった日又は終わった日から1年）を定めている。

しかしながら、財務会計上の行為が秘密裡になされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合など、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にもその趣旨を貫くことは相当ではないことから、法第242条第2項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても監査請求をすることができるようにしている（最高裁判所平成14年9月12日判決）。

- (2) また、公金の支出は、具体的には支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）及び支出命令がなされ、その後に支出がなされることによって行われるものである（法第232条の3及び第232条の4第1項）。支出負担行為、支出命令及び支出は、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるものの、互いに独立した財務会計上の行為というべきものであり、法第242条第2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものであると解されている（最高裁判所平成14年7月16日第三小法廷判決）。

2 本件請求における検討

本件請求に係る請求書及び事実証明書によると、本件請求の対象とされている財務会計上の行為は、本件契約及び本件覚書（以下「本件契約等」という。）と本件契約等に基づく支出命令（以下「本件支出命令」という。）であると解される。そこで、上記1(1)で述べたところに基づき、本件請求が法第242条第2項の規定による請求要件を満たすかどうかについて検討する。

(1) 本件契約等について

ア 本件契約は平成23年12月20日に、本件覚書は平成24年4月1日に締結されているため、本件請求は、これらの財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に提出されたものと認められる。

イ 請求人は、本件契約の（秘密の保持）条項が違法又は不当であると主張しているところ、本件請求が本件契約等の締結から1年を経過した後に提出されていることについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」を説明していない。

一方、本件請求に関しては、

① 平成24年第2回釧路市議会2月定例会の代表質問（同年3月2日）等において、釧路市コンビニエンスストア収納事務の民間委託に関し、本件契約が締結されたことを前提とした議論がなされていたこと。

② 2012年（平成24年）広報くしろ4月号及び同年4月9日発行分からの市税等の納付書の裏面において、市税等のコンビニエンスストア収納の開始又は取扱いについて周知されていたこと。

が認められる。

よって、相当の注意力をもって調査をすれば本件契約等の存在又は内容を知ることができたと認められる。

ウ 以上から、本件請求のうち本件契約等に係る部分は、監査請求期間の徒過について、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件請求のうち、本件契約等を対象とする部分については、請求要件を満たしていないものとしてこれを却下する。

(2) 本件支出命令について

ア 本件支出命令日の概要

本件契約等に基づく収納事務基本料、事務委託手数料、サービス

契約料及び消費税及び地方消費税（以下「事務委託手数料等」という。）の各月分の支出命令日の概要は次のとおりである。

事務委託手数料等	支出命令日
2012年(平成24年)4月分～ 2021年(令和3年)10月分	2012年(平成24年)5月23日～ 2021年(令和3年)11月9日
2021年(令和3年)11月分	2021年(令和3年)12月8日
2021年(令和3年)12月分～ 2022年(令和4年)10月分	2022年(令和4年)1月12日～ 2022年(令和4年)11月9日

イ 請求人は、本件支出命令に基づき支払われた2012年度（平成24年度）から2022年（令和4年）10月分までの事務委託手数料等を、違法な契約による市の財政的な損害額として請求しているが、本件支出命令のうち2012年（平成24年）4月分から2021年（令和3年）11月分までの事務委託手数料等の支出命令については、本件請求があった日から1年を経過しているところ、請求人は法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」を説明していない。

一方、本件請求に関しては、上記(1)イ①及び②の事項が認められる。

よって、相当の注意力をもって調査をすれば本件支出命令の存在又は内容を知ることができたと認められる。

以上から、本件支出命令のうち2012年（平成24年）4月分から2021年（令和3年）11月分までの事務委託手数料等の支出命令については、監査請求の期間徒過について、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件支出命令のうち、2012年（平成24年）4月分から2021年（令和3年）11月分までの支出命令については、請求要件を満たしていないものとしてこれを却下する。

ウ 本件支出命令のうち、2021年（令和3年）12月分から2022年（令和4年）10月分までの事務委託手数料等の支出命令については、本件請求がなされた日から1年以内になされていることから、監査を実施することとする。

3 請求の受理

本件請求は、本件支出命令のうち2021年（令和3年）12月分から2022年（令和4年）10月分までの事務委託手数料等の支出命令

について、法第242条第1項及び第2項に定める要件を満たしているものと認め、令和5年1月10日に受理することとした。

第5 監査の実施

1 監査期間

令和5年1月10日から同年2月16日まで

2 対象部課

財政部納税課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和5年1月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和5年1月26日に請求人の陳述を聴取した。新たな証拠の提出はなかった。

(1) 請求人の陳述

請求人が陳述した内容は、以下のとおりである。

最初に私の提出した釧路市職員処置請求書の2の引用部分で誤記がありましたので字句の訂正、修正をお願いいたします。正しくは、契約書のとおり覚書等の「等」の字が抜けていて、「の」の字が「に」になっておりましたので、お詫び申し上げます。

過日、支所廃止問題での説明会があり、参加しました。そこで、コンビニへの費用、支払などの契約内容を質問したところ、秘密条項があるので公表できないとの話がありました。私は大変驚いたのですが、会場もざわついておりました。そこで私は情報公開条例で契約書と関係する文書を指定して、付随する覚書も公表していただきました。さらに、新たにその契約に基づいて市が支払った金額も出してもらいました。それらが、今回添付した資料です。ここで書かれていた数字は、この契約がなければ市が支出しなくてもよかつたはずの金額となり、市民の損失金額となります。この表では、10月までの数字ですが、178,326,462円となります。現在まで、市役所窓口も支所の窓口もあるのですから、どうしてもコンビニを利用しなければならないというふうにはならないわけです。国も、地方公共団体も入札はもちろんですが、随意契約については特に一点の疑念が持たれないように徹底して公開することが基本とされています。地方公共団体では市民の代表である議会と市長が車の両輪となり、相互に協力して、時にはけ

ん制し合って、市民を真ん中にして、共に緊張感を持って市政を運営していくものです。市議会が予算などの決定機関で、それに基づいて市長部局が執行機関となります。そもそも議会や市民を第三者として契約内容を秘密にするなどという契約は、地方公共団体の公契約行為としては成り立たないものです。私は、市長が12月議会で市民の声であるパブリックコメントを全く無視して、あまりにも強引で乱暴に支所廃止を急いだので奇異な印象を持っています。監査委員におかれましては、この契約の違法性を認めて、損失分を市長に補填させるよう指導して下さるようお願いいたします。万が一ですね、議会や市民に秘密の契約や契約に至らずとも、メモや口頭でも秘密の約束まであれば公表して破棄するように指導してください。監査委員は独立的立場で公正不変の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行すると思えます。さらに、監査委員は高潔な人格であって、監査の実施に当たっては、誠実に行われると信じております。

最後に、私の陳述のあとに市側の陳述があると思いますが、いかなる言い訳や詭弁をいくつも語ろうとも今回問題となっている違法な契約行為と市財政への損失、市民への背信行為の事実をごまかすことはできないことをはっきり指摘して、私の陳述を終わります。

4 関係職員の陳述及び証拠の提出

釧路市長は、令和5年1月20日に弁明書及びこれに添付し証拠として以下の書類を提出した。

- (1) 釧路市コンビニエンスストア収納事務委託の契約締結について
- (2) 「釧路市コンビニエンスストア収納事務委託契約」に係る手数料等に関する見積徴取の結果及び契約の締結について
- (3) 地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果（概要）
- (4) 令和3年度（2021年度）地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果について
- (5) 平成24年度予算各会派説明資料
- (6) 平成24年第2回釧路市議会2月定例会総務文教常任委員会予算説明資料
- (7) 平成24年第2回釧路市議会2月定例会代表質問議事録
- (8) 釧路市におけるコンビニエンスストア収納の件数、支出金額の推移

また、令和5年1月26日に財政部長、納税課長及び同課課長補佐の陳述を聴取した。その内容は、次のとおりである。

- (1) 請求書の冒頭（「請求の要旨」部分）にあります「秘密保持条項があるために市議会でも報告や議論が十分にされているとは考えられず、適正な公契約が行われたと判断することができない」とされる点につきましては、釧路市コンビニエンスストア収納事務委託契約について、市議会へその内容を報告せずこれを秘匿した事実はなく、請求人からのご指摘は、事実に反するものであって失当と言わざるを得ません。
- (2) 請求書1項にあります「秘密保持条項が地方財政法第3条の規定に背き、議会と市民の軽視であり不当」とされる点につきましては、毎年度予算計上しており、理由のないものであることが明らかと言えます。
- (3) 請求書2項にあります「秘密保持条項の存在が市議会と市民の権利の侵害であり、違法」とされる点につきましては、本件契約における秘密保持は、第三者に対する開示を絶対的に禁じたものと解すべきではなく、正当な理由のある場合には、開示し得るものと解すべきであり、議会に対し本件契約に基づく各種コンビニエンスストアでの市税等の収納に要する経費等について説明を行っています。
また、請求人に対しても本件契約の内容を不当に秘匿した事実はございません。
- (4) 請求書3項において、「市役所や支所の窓口が直接扱えば、全く支出されなかったもの」とした上で、コンビニエンスストアにおける市税等の収納そのものが違法であるかのようなご指摘につきましては、法に基づく私人委託制度が違法と評価される余地はございません。

以上のことから、本件契約及びこれに基づく市の支出について違法ないし不当な点はなく、本件請求は理由のないものとして棄却するとの決定を求めます。

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

監査委員は、請求人から提出された証拠資料及び監査の対象部課から提出された監査資料並びに監査委員の調査資料などにより次の事実

を認定した。

ア 本件契約の議会等への報告及び議論について

- ① 納税課は、平成24年第2回釧路市議会2月定例会（②及び③において「2月定例会」という。）の開会前に実施した釧路市議会（以下「市議会」という。）各会派に対する平成24年度予算の概要説明において、資料を配布して本件契約に基づくコンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という。）の実施について、1件当たりの手数料の額（59,85円（税込））等を含めた説明を行った。
- ② 2月定例会の本会議（平成24年3月2日）において、自由新政クラブ議員からの代表質問に対し、釧路市長（以下「市長」という。）が平成24年度からコンビニ収納を開始することを答弁した。
- ③ 2月定例会の総務文教常任委員会（平成24年3月13日）において、納税課から本件契約に係る市税等コンビニ収納事業費（以下「本件市税等コンビニ収納事業費」という。）の具体の経費の内訳について説明を行った。

イ 本件契約等の予算について

- ① 釧路市（以下「市」という。）は、平成23年12月13日に開催した「市税等コンビニエンスストア収納代行業務委託プロポーザル審査委員会」において受託事業者を決定し、その経費である歳出予算を算定した。

なお、本事業費に係る歳入予算は発生していない。

- ② 市長は、平成24年第2回釧路市議会2月定例会に、本件市税等コンビニ収納事業費を計上した議案第2号平成24年度釧路市一般会計予算を提出し、平成24年3月19日に市議会の承認を得た。平成25年度以降の各年度の釧路市一般会計予算についても、コンビニ収納に係る必要経費を計上し、いずれも市議会の承認を得ている。

ウ 本件契約等に係る秘密保持条項について

- ① 平成24年第2回釧路市議会2月定例会に、本件市税等コンビニ収納事業費を計上した議案第2号平成24年度釧路市一般会計予算を提出し、同定例会の総務文教常任委員会（平成24年3月13日）において、納税課は、収納の手順や手数料の額などの本件契約に関する情報を明示した上で市議会に対し、コンビニ収納に要する経費等について説明を行った。

- ② 納税課は、2012年（平成24年）広報くしろ4月号及び同年4月9日発行分からの市税等の納付書の裏面において、市税等のコンビニ収納の開始又は取扱いについて周知した。
- ③ 請求人から令和4年7月25日付で本件契約等を対象とした釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号）に基づく公文書の公開請求があり、市長は、相手方法人の印影部分を除き、これらの書面を公開する決定をし、その写しを令和4年9月22日に請求人に交付した。

エ コンビニ収納について

- ① 本件契約に基づくコンビニ収納は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項及び第158条の2第1項並びに釧路市会計規則（平成17年釧路市規則第82号）第30条第4項に定められた収納事務の私人委託制度を根拠としている。
- ② 総務省調べによると、コンビニ収納は、令和3年7月1日時点で、全ての都道府県が導入し、市区町村においては全国の77%に当たる1,341市区町村が導入している。
- ③ 市の収納件数全体に占めるコンビニ収納の割合は、年々増加しており、令和3年度が37.61%で、平成24年度の16.93%と比較して20.68%増加している。

オ 本件契約等に基づく支出命令について

- ① 2021年（令和3年）12月分から2022年（令和4年）10月分までの事務委託手数料等については、それぞれ本件契約等に基づき適切に支出されている。

なお、上記期間中における各月分の事務委託手数料等の支出命令日及び支出額は次のとおりである。

各月分	支出命令日	支出額
2021年(令和3年)12月分	2022年(令和4年)1月12日	1,518,077円
2022年(令和4年)1月分	同年2月8日	865,620円
2022年(令和4年)2月分	同年3月8日	869,570円
2022年(令和4年)3月分	同年4月8日	737,023円
2022年(令和4年)4月分	同年5月12日	467,036円
2022年(令和4年)5月分	同年6月8日	3,516,639円
2022年(令和4年)6月分	同年7月8日	2,781,795円
2022年(令和4年)7月分	同年8月8日	1,626,297円

2022年(令和 4年) 8月分	同年 9月 8日	1, 928, 385円
2022年(令和 4年) 9月分	同年10月11日	1, 295, 993円
2022年(令和 4年)10月分	同年11月 9日	1, 504, 659円

3 監査委員の判断基準

(1) 支出命令の違法性の判断基準

本件監査の対象である本件支出命令は、支出負担行為たる本件契約の債務の履行としてなされたものであるところ、法第232条の4第2項は、「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」と規定していることから、債務の履行として行う本件支出命令の違法性又は不当性を判断するに当たっては、まず、本件契約等について、請求人の主張に照らして、違法とする事情が存するか検討すべきである。

4 監査委員の判断

以上のような認定事実及び監査委員の判断基準などに基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 本件契約に「秘密の保持」条項があるために市議会でも報告や議論が十分にされているとは考えられず、この公契約は違法と言えるところの主張について

ア 納税課は、平成24年第2回釧路市議会2月定例会（イ及びウにおいて「2月定例会」という。）の開会前に実施した市議会各会派に対する平成24年度予算の概要説明において、資料を配布して本件契約に基づくコンビニ収納の実施について、1件当たりの手数料の額（59,85円（税込））等を含めた説明を行っている。

イ 2月定例会の本会議（平成24年3月2日）において、自由新政クラブ議員からの代表質問に対し、市長が平成24年度からコンビニ収納を開始することを答弁している。

ウ 2月定例会の総務文教常任委員会（平成24年3月13日）において、納税課から本件市税等コンビニ収納事業費の具体の経費の内訳について説明を行っている。

以上のとおり、市は、市議会に対し、コンビニ収納に係る手数料の

額など本件市税等コンビニ収納事業費の具体の経費の内訳を複数回にわたって説明しており、定例会の本会議においても、コンビニ収納に係る議論がなされていることが認められる。

よって、コンビニ収納の実施に関し、「秘密の保持」条項があることにより、市議会への報告や市議会での議論が十分になされていないとは認められない。

(2) 「秘密の保持」条項は地方財政法第3条第1項及び第2項に背き、議会と市民の軽視であり不当との主張について

ア 地方財政法第3条第1項について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第3条第1項は、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」としている。

総務省が令和3年7月に実施した「地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果（概要）」によると、コンビニ収納に係る1件当たりの手数料については、全国の市区町村の平均単価が63.02円であることから、市のコンビニ収納に係る1件当たりの手数料の額62.7円は、全国平均を下回っており合理的な基準によりその経費が算定されていると認められる。

また、本件契約に係る予算については、「市税等コンビニエンスストア収納代行業務委託プロポーザル審査委員会」において受託事業者を決定し、その経費である歳出予算を算定した上で、市長は、平成24年第2回鉏路市議会2月定例会に本件市税等コンビニ収納事業費を計上した議案第2号平成24年度鉏路市一般会計予算を提出し、平成24年3月19日に市議会の承認を得ている。平成25年度以降の各年度の鉏路市一般会計予算についても、コンビニ収納に係る必要経費を計上し、いずれも市議会の承認を得ている。

イ 地方財政法第3条第2項について

地方財政法第3条第2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」としているところ、本件契約に係る収入はない。

以上のとおり、市のコンビニ収納に係る1件当たりの手数料は全国平均を下回っており合理的な基準によりその経費が算定され、かつ、

適切に予算に計上されて市議会の承認を得ていることが認められる。

よって、本件契約の「秘密の保持」条項が地方財政法第3条第1項及び第2項に背いているとは認められない。

(3) 本件契約の「秘密の保持」条項の内容が市議会と市民が第三者となり権利の侵害であり、違法と判断できるとの主張について

ア 平成24年第2回釧路市議会2月定例会に、本件市税等コンビニ収納事業費を計上した議案第2号平成24年度釧路市一般会計予算を提出し、同定例会の総務文教常任委員会（平成24年3月13日）において、納税課は、収納の手順や手数料の額などの本件契約に関する情報を明示した上で市議会に対し、コンビニ収納に要する経費等について説明を行っている。

イ 納税課は、2012年（平成24年）広報くしろ4月号及び同年4月9日発行分からの市税等の納付書の裏面において、市税等のコンビニ収納の開始又は取扱いについて周知している。

ウ 請求人から令和4年7月25日付で本件契約等を対象とした釧路市情報公開条例に基づく公文書の公開請求があり、市長は、相手方法人の印影部分を除き、これらの書面を公開する決定をし、その写しを令和4年9月22日に請求人に交付している。

以上のとおり、市は、コンビニ収納の手順や手数料の額などの本件契約等に関する情報を市議会に説明するとともに、コンビニ収納の開始について市民に広く周知していることが認められる。

また、本件契約には一般条項としての「秘密の保持」条項はあるものの、本件契約第4条は、その語尾において「第三者に開示してはならない」ではなく、「第三者に開示してはならないものとする」と規定しており、この「ものとする」という表現は法令用語上、合理的な理由があればこれに従わないということもあり得るということを示した条文と解釈できる。そして、市長は、請求人に対し、釧路市情報公開条例に基づき「釧路市コンビニエンスストア収納事務委託契約」に関する文書を交付しているのであるから、「秘密の保持」条項が請求人の権利を侵害し、違法であるとは認められない。

よって、本件契約の「秘密の保持」条項が市議会と市民の権利を侵害し、違法であるとは認められない。

(4) 本件契約における市の支出額が、すべて市長による違法な契約による市の財政的な損害と言えとの主張について

ア 本件契約に基づくコンビニ収納は、令第158条第1項及び第158条の2第1項並びに釧路市会計規則第30条第4項に定められた収納事務の私人委託制度を根拠としており、違法とは認められない。

イ 総務省調べによると、コンビニ収納は、令和3年7月1日時点で、全ての都道府県が導入し、市区町村においては全国の77%に当たる1,341市区町村が導入している。

ウ 市の収納件数全体に占めるコンビニ収納の割合は、年々増加しており、令和3年度が37.61%で、平成24年度の16.93%と比較して20.68%増加している。また、市税の収納率も令和3年度の96.63%と平成24年度の88.37%を比較して8.26%増加するなど、納付場所、納付時間に制限されない納付機会の拡大による市民サービスの向上に大きくつながっていることから、コンビニ収納の導入が市の裁量権を逸脱し、市に損害を与えている不当な行為とは認められない。

さらに、請求人が主張する損害額とは、本件支出命令であるが、2021年（令和3年）12月分から2022年（令和4年）10月分までの事務委託手数料等については、それぞれ本件契約等に基づき適切に支出されている。

以上のとおり、コンビニ収納は、令第158条第1項及び第158条の2第1項並びに釧路市会計規則第30条第4項に定められた収納事務の私人委託制度であり、全国自治体の多くで導入されているもので違法であるとは認められない。また、市の収納件数全体に占めるコンビニ収納の割合も年々増加しており、納付機会の拡大による市民サービスの向上に大きくつながっていることから、コンビニ収納の導入が市の裁量権を逸脱した不当の行為とは認められない。

そして、事務委託手数料等については、それぞれ本件契約等に基づき適切に支出されている。

よって、市に具体的な損害が発生している事実は認められない。

以上のとおり、本件支出命令については違法又は不当であるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないので、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年2月16日

釧路市監査委員	田	中	敏	也
釧路市監査委員	岩	村	史	人
釧路市監査委員	宮	田		団

【関係法令等の内容】

1 地方自治法（抄）

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（支出の方法）

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをするすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（3、4項 略）

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由がある

と認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(6項 略)

7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

(8～11項 略)

2 地方自治法施行令（抄）

(歳入の徴収又は収納の委託)

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

(1) 使用料

(2) 手数料

(3) 賃貸料

(4) 物品売払代金

(5) 寄附金

(6) 貸付金の元利償還金

(7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

(2～4項 略)

第158条の2 次に掲げる普通地方公共団体の歳入（第3号、第6号及び第7号に掲げる歳入にあつては、当該普通地方公共団体の規則で定めるものに限る。以下この条において「地方税等」という。）については、前条第1項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

(1) 地方税（当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

(2) 分担金

- (3) 負担金
- (4) 不動産売払代金
- (5) 過料
- (6) 損害賠償金（第8号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (7) 不当利得による返還金
- (8) 第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金
（2～6項 略）

3 地方財政法（抄）

（予算の編成）

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

- 2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

4 釧路市会計規則（抄）

（徴収等の委託）

第30条 （1～3項 略）

- 4 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 公金又は公共料金の収納の事務の受託に関し十分な実績を有していること。
- (2) 収納の事務を適切かつ確実に遂行することができる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であると認められること。
- (3) 収納に係る記録を電子計算機により確実に管理し、その記録を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により報告することができること。
- (4) 収納金を遅滞なく払い込むことができること。
- (5) 個人情報情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。
- (6) その他収納の事務を適切かつ確実に遂行するために市長が必要と認

めること。